

# 平成23年度実施政策に係る事前分析表

(農林水産省23-1)

政策分野名	食の安全と消費者の信頼の確保				公表時期	平成23年11月					
担当部局名	消費・安全局(食料産業局、生産局) 〔消費・安全局消費・安全政策課/表示・規格課、食料産業局企画課、生産局技術普及課〕				政策評価体系上の位置付け	食料の安定供給の確保					
政策の概要	食品の生産から消費に至るフードチェーン(注1)全体において安全管理の取組強化が求められている中、食品の安全と消費者の信頼の確保を図る。このため、①食品の安全性の向上とフードチェーンにおける取組の拡大、②食品表示の適正化の推進による食品に対する消費者の信頼の確保のための施策を行う。										
政策に関する内閣の重要政策	食料・農業・農村基本計画(平成22年3月30日) 第3-1(1)食の安全と消費者の信頼の確保 新成長戦略実行計画(工程表)(平成22年6月18日) IV 観光・地域活性化戦略 ~農林水産分野の成長産業化~④ 4 「安全・安心」「品質」による消費の取込み 「各フードチェーンにおける「安全・安心」の取組の強化				評価実施予定時期	平成24年度					
施策(1)	食の安全性の向上とフードチェーンにおける取組の拡大										
目標①	国産農産物等を汚染するおそれのある特定の危害要因について、科学的評価に基づき設定された許容摂取量を超えないレベルに抑制										
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度				
(ア) カドミウム(注2)の暫定摂取許容量(注3)	7 $\mu$ g/kg 体重/週	各年度	許容摂取量未満	各年度	許容摂取量未満	許容摂取量未満	許容摂取量未満	許容摂取量未満	許容摂取量未満	許容摂取量未満	<b>【測定指標の選定理由】</b> 農業生産現場等において農産物等を汚染し、国民の健康に悪影響を及ぼすおそれのある危害要因については、サーベイランス(注5)によって実態を把握した上で、その結果に基づき、必要に応じて適切なリスク管理(注6)措置を講じることにより、国民の健康への悪影響を未然に防止することが重要である。 科学的枠組みに則って実施したサーベイランスの結果等により、国産農産物等の汚染の実態が明らかになった危害要因としては、米に含まれるカドミウム(重金属)及び魚介類に含まれるダイオキシン類があるが、食品の安全確保に係る施策の効果を把握・評価するため、これら代表的な危害要因の摂取量を各種実態調査の結果を用いて推計し、指標として用いることとする。 なお、農林水産省では、優先的にリスク管理を行う有害化学物質及び有害微生物(注7)を設定している。これらの中で、食品の安全向上対策の取組(注8)において、その有効性の検証のプロセスに至ったもので、かつ、摂取量推定に必要な調査を毎年実施しているものとしてカドミウムを指標としている。

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度				
(イ) ダイオキシン類(注4)の暫定 摂取許容量	4pg-TEQ/ kg体重/日	各年度	許容摂取量未満	各年度	許容摂取量未満	許容摂取量未満	許容摂取量未満	許容摂取量未満	許容摂取量未満	許容摂取量未満	<p>【測定指標の選定理由】</p> <p>また、ダイオキシンは、法令等に基づき、農林水産省は農畜水産物中の汚染実態を調査し、国民に情報提供することとなっており、毎年実態調査しており、摂取量の推定が可能であるため、指標としている。</p> <p>【目標値の設定の根拠】</p> <p>国民の健康への悪影響を未然に防止するためには、摂取量を、科学的評価に基づき設定された摂取許容量(PTDI(注9)やPTWI(注10)、ADI(注11)等)を超えないレベルに抑制する必要があることから、それぞれの危害要因毎に設定されている摂取許容量と推定される摂取量を比較して施策の効果を評価し、推定摂取量が暫定摂取許容量を超えていないことを目標値の「許容摂取量未満」として設定した。</p> <p>ただし、これら危害要因の農産物等中の含有量は、気象条件等によって大きく左右されるため、単年度毎のデータの比較によって施策の効果を把握・評価することは困難である。</p> <p>【基準値の設定】</p> <p>1- (1) カドミウムの暫定摂取許容量 食品安全委員会により一週間当たり7µg/kg体重と設定されている。</p> <p>1- (2) ダイオキシン類の暫定摂取許容量 ダイオキシン類対策特別措置法(注12)により一日当たり4pg-TEQ/kg体重と設定されている。</p>
目標②	フードチェーンにおける安全管理の取組の強化										
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度				
(ア)-1 GAP(注13)導入産地数	1,572産地	20年度	3,000産地	27年度	2,240産地	2,412産地	2,563産地	2,710産地	2,855産地	<p>フードチェーンのうち、農業生産段階における取組である生産工程管理(GAP)に関して、更なる取組の拡大と取組内容の高度化が必要であることから、「GAP導入産地数」及び、高度な取組内容を含む「ガイドラインに則したGAP導入産地数」を指標として設定した。</p> <p>(ア)-1 GAP導入産地数 平成21年3月時点で4,479産地中1,572産地がGAPを導入している。平成27年度のGAP導入産地数を推計すると、さう勢で2,100産地程度まで導入が進むことが推測される。一方で、GAPの普及の中心的役割を果たす普及指導員等のGAP指導者の養成や活動について、22年度より、消費・安全対策交付金事業の支援を拡充していることから、施策効果を加味して、3,000と設定した。</p>	
(ア)-2 ガイドライン(22年4月策定) に則したGAP導入産地数	-	-	1,600産地	27年度	-	256産地	640産地	960産地	1,280産地	<p>(ア)-2 ガイドラインに則したGAP導入産地数 「農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン(注14)」は平成22年4月に策定し、現在周知活動を行っているところ。ガイドラインには高度な取組内容が含まれていることから、徐々にステップアップしていくことを想定しており、当面は、基準年度時点で既にGAPを導入していた約1,600産地が27年度までにガイドラインに則したGAPに移行することを目標とした。</p> <p>※評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、年度ごとの目標値は、前年度の値を記入している。</p>	

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度			
(イ) 中小規模層(年間販売金額1億円～50億円)の食品製造事業者におけるHACCP導入率	16%	18年度	50%	24年度	42%	50%	—	—	—	<p>HACCP手法(注15)の導入について食品販売金額別にみた場合、販売額が50億円以上の大手の規模層では相当程度導入が進んでいる(導入率70%以上)のに対し、食品製造業の大宗(約7割)を占める50億円以下の中小規模層では導入が進んでいない状況(1～50億円の規模層は16%、1億円未満は5%未満)であり、この中でも、地場食品中心と考えられる小規模の食品企業は別として、販売額1～50億円の規模層における導入促進が特に重要と考えていることから、これを指標として設定した。</p> <p>平成20年度に「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法」(平成10年法律第59号)の期限の延長を行った際に、最終年(平成24年度)の目標として、「平成18年度食品産業動向調査」において、販売額が1～50億円の規模層におけるHACCP手法の導入率が16%、同規模層の導入を検討している割合が34%であったことから、これらを合計した50%を目標として導入促進を図ることとした。なお、平成23年度においては、導入が進んでいない小規模事業者等の課題を踏まえ、今後の取組内容として、①資金コスト面では、22年度から実施している事業者の製造実態に応じた食品ごとの低コスト導入手法の構築の普及を強化、②人材面で、導入研修の地方自治体衛生部局等と連携した取組の全国的拡大及び責任者・指導者養成研修で育成された指導者が、小規模事業者等をサポートする仕組みを構築するなど運用を改善、③各研修のコンプライアンス徹底の取組などHACCP手法導入の動機付けを強める内容改善及び研修参加者に対する研修後の動向を追跡し、HACCP手法の導入を促進するきめ細かな対応することによって目標値である42%達成を図ることとした。</p>
(ウ) 生産者等における食品の入出荷記録の保存の取組率	—	—	100%	27年度	50%	65%	80%	95%	100%	<p>食品のトレーサビリティ(注16)は、生産から販売までの各事業者が食品の入出荷について記録・保管することにより、食品事故等の発生時に、問題食品の特定や原因の究明、製品回収等による問題の拡大防止等に資するものであり、より多くの事業者が取り組まなければならないが、特に生産者の取組が遅れていることから、生産者の取組率を指標として設定した。</p> <p>生産者の取組割合は、現状4割程度と見込まれるところ。平成23年度以降、その数値を毎年増加させることとし、平成27年度までに生産者の入出荷記録の作成・保存の取組率を100%とする。</p>

施策(2)	食品に対する消費者の信頼の確保										
目標①	食品表示の遵守状況の確実な改善										
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度					
(ア) 生鮮食品の「原産地」の不 適正表示率	15.2%	21年度	10%以下	25年度	10%以下	10%以下	10%以下	—	—	—	<p>食品表示・規格制度の改善・強化を図り、食品表示に対する消費者の信頼を確保するために表示の遵守状況の向上、消費者に分かりやすく信頼される表示制度の実現に向けた取組目標を設定した。</p> <p>近年における消費者の食品の産地に関する関心の高まりから、平成21年から、生鮮食品の原産地を目標値と定めたところであるが、加工食品においても相次いで食品偽装表示事件が発覚していることから、加工食品の義務表示事項(名称、原材料名、期限表示等)の適正化に向けて具体的な目標値を定めた。</p> <p>具体的には、平成25年度までの目標値として、生鮮食品の原産地表示については、平成18年～平成21年における不適正表示率が2%(17.2%→15.2%)改善された実績を踏まえ、平成22年度～平成25年度に同等程度の改善(13.2%)を見込むとともに、更なる引き下げを図るべく10%の目標を定めた。</p> <p>また、加工食品の義務表示事項については、基準値は18.1%(平成21年度)であるが、生鮮食品の原産地表示と同程度の改善を見込むとともに、更なる引き下げを図るべく10%の目標を定めた。</p> <p>なお、平成22年度においては、全国で概ね4万の小売店、卸売業者及び製造業者への調査を実施したが、年度単位の不適正表示率は、事業者の中からの抽出調査であること、偽装表示の背景にある社会経済情勢等の影響を受けることに留意する必要がある。</p>
(イ) 加工食品の義務表示事項の 不適正表示率	18.1%	21年度	10%以下	25年度	10%以下	10%以下	10%以下	—	—	—	

各指標における実績値の把握方法及び達成度合の判定方法

施策(1)	目標①	指標(ア)	把握の方法	(1)米中のカドミウム濃度:農林水産省が実施する国内産米穀のカドミウム調査結果(気象条件等による年次変動を考慮し、統計的に処理したデータ) (2)米の供給量:食料需給表 (3)米以外の食品からの推定摂取量:トータルダイエツスタディ(厚生労働省)(注17)
			達成度合の判定方法	厚生労働省や農林水産省等が実施している実態調査等のデータを用いて、各危害要因の摂取量を推計し、摂取許容量との比較によって施策の効果を把握・評価する。 (許容摂取量未満:おおむね有効、許容摂取量を超過:有効性に問題がある)
		指標(イ)	把握の方法	(1)魚介類中のダイオキシン類濃度:水産物中のダイオキシン類含有実態調査結果(消費・安全局) (2)日本人の魚介類の平均摂取量:国民健康・栄養調査(厚生労働省) ※平成21年度食品からのダイオキシン類一日摂取量調査(厚生労働省)によると、日本人の食品からのダイオキシン類摂取の魚介類の寄与は約9割と推定される。
			達成度合の判定方法	厚生労働省や農林水産省等が実施している実態調査等のデータを用いて、各危害要因の摂取量を推計し、摂取許容量との比較によって施策の効果を把握・評価する。 (許容摂取量未満:おおむね有効、許容摂取量を超過:有効性に問題がある)
	目標②	指標(ア)-1 指標(ア)-2	把握の方法	米、麦、大豆、野菜、果樹の主要な産地を対象に毎年実施している調査により把握する。 「GAP導入産地数」は、本調査において、GAPの導入状況について、「実践中」もしくは「合意形成済み」と回答した産地の数。「実践中」の産地とは、GAPのチェックリストを作成又は活用し、対象産地において生産者に配布している産地又は実践している産地。「合意形成済み」の産地とは、検討会等において、産地として次期作にGAPを導入することについて生産者、産地の関係者等の合意形成が行われた産地。
			達成度合の判定方法	達成度合(%)=当該年度実績値/当該年度目標値×100 Aランク:90%以上、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
		指標(イ)	把握の方法	「食品製造業におけるHACCP手法の導入状況実態調査」(食料産業局企画課)を実施して、HACCP手法導入率を把握する。
			達成度合の判定方法	達成度合(%)=(当該年度の実績値-基準値(18年度))/(当該年度の目標値-基準値(18年度))×100 Aランク:90%以上、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
		指標(ウ)	把握の方法	農林水産省及び都道府県が行う調査による。
			達成度合の判定方法	達成度合(%)=当該年度実績値/当該年度目標値×100 Aランク:90%以上、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
施策(2)	目標①	指標(ア)(イ)	把握の方法	地方農政局等が実施する一般調査(毎年度計画的に小売店等を巡回して食品表示の状況の確認等を行う調査)の結果を集計して把握。
			達成度合の判定方法	各年度の達成度合(%)=(基準値-各年度の実績)÷(基準値-目標値)×100(%) Aランク:90%以上、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満

政策手段一覧(別紙参照)

(参考)用語解説

注1	フードチェーン	農林水産物の一次生産、食品や食品原料の製造、加工、保管、流通、販売、消費までの一連の食品供給の行程。
注2	カドミウム	全国各地に鉛・銅・亜鉛の鉱山や鉱床が多数あり、鉱山開発や精錬などの人の活動によって環境中へ排出されるなど、いろいろな原因により水田などの土壌に蓄積している。
注3	摂取許容量	ある物質を一生にわたって摂取し続けても健康への悪影響がないと推定される最大摂取量。物質の毒性により1日当たり、1週間当たり、又は1ヵ月当たりの耐容摂取量が定められ、体重1kg当たりの量で表される。
注4	ダイオキシン類	主に廃棄物の焼却過程などで非意図的に生成される化学物質で、強い毒性を示し、難分解物質であるとともに、環境中の生物や人体の脂肪組織に蓄積することが知られている。 ダイオキシン類は、一種類ではなく、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン75種類、ポリ塩化ジベンゾフラン135種類、コプラナーPCB十数種類の総称で、そのうち毒性があるものとされるものはそれぞれ7種類、10種類、12種類ある。
注5	サーベイランス	問題の程度を知る、又は、実態を知るための調査。
注6	リスク管理	全ての関係者と協議しながら、リスク低減のための政策・措置について技術的な実行可能性、費用対効果などを検討し、適切な政策・措置を決定、実施、検証、見直しを行うこと。
注7	農林水産省が優先的にリスク管理を行う有害化学物質及び有害微生物	有害化学物質はカドミウムやアフラトキシン等26種類、有害微生物はカンピロバクター、腸管出血性大腸菌等7種類が設定されている。
注8	食品の安全性向上対策の取組	食品を通じて健康に影響を及ぼす可能性のある化学物質は無数に存在するため、農林水産省は、化学物質の毒性、国産農畜産物における含有実態数に基づき、優先的に取り組むべき化学物質等を明らかにした上で、具体的には以下のプロセスで安全性向上対策に取り組んでいる。 ①幅広い食品を対象とした含有実態調査により、食品からの摂取量を推定し、食品が安全であるか、安全性を向上させる必要があるかを把握。 ②含有実態調査の結果、摂取量の低減が必要であるかと判断したものについて、安全性向上対策(生産条件・製造・加工工程の改善など)を検討・比較 ③安全性向上対策の有効性の検証
注9	PTDI	(provisional tolerable daily intake) 暫定1日耐容摂取量、毎日一生食べ続けても健康に影響が出ない量:体重1kg当たりで示される。
注10	PTWI	(provisional tolerable weekly intake) 暫定1週間耐容摂取量、一生の間毎週食べ続けても健康に影響が出ない量:体重1kg当たりで示される。
注11	ADI	(acceptable daily intake) 1日許容摂取量、毎日一生食べ続けても健康に影響が出ない量:体重1kg当たりで示される。意図的に使用される物質に設定される。
注12	ダイオキシン類対策特別措置法	ダイオキシン類による環境汚染の防止や、その除去等を図り、国民の健康を保護するため、施策の基本とすべき基準(耐容一日摂取量及び環境基準)、排出ガス、排水に関する規制及び、汚染土壌に係る措置等を整備。 なお、農林水産省では、「ダイオキシン対策推進基本指針」(平成11年3月ダイオキシン対策関係閣僚会議決定)に基づき、農畜水産物中のダイオキシン類濃度の実態調査を実施。
注13	農業生産工程管理(GAP)	農業生産工程管理(GAP)とは、農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のこと。
注14	農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン	食品安全、環境保全や労働安全に関する法体系や諸制度等を俯瞰して、我が国の農業生産活動において、特に実践を奨励すべき取組を明確化するため、高度な取組内容を含む先進的な農業生産工程管理(GAP)の共通基盤として作成したもの。

注15 HACCP手法	食品の製造工程ごとに、あらかじめ危害を予測し(危害分析)、危害防止につながる特に重要な工程(重要管理点)を常時監視・記録することにより、問題のある製品の出荷を未然に防止する手法。これまでの品質管理の手法である最終製品の抜取検査に比べて、より効果的に、安全性に問題のある製品の出荷を防止できるとされる。
注16 食品のトレーサビリティ	生産、加工及び流通の特定の1つまたは複数の段階を通じて、食品の移動を把握できること。トレーサビリティを確立することにより、食品事故発生時の食品回収等をより迅速に行うことが可能となる。
注17 トータルダイエツスタディ	摂取量を推定する方法の一つ。人が通常の食生活において、特定の化学物質をどの程度摂取しているかを推定する方法。微生物の摂取量推定には適さない。

政策手段一覧（政策分野名：1. 食の安全と消費者の信頼の確保）

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況<減収見込額> 下段: (執行額)/(<減収額>) (百万円)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	関連する 指標	政策手段の概要及び目標との関連性
		21年度	22年度			
(1)	農薬取締法 (昭和23年)	—	—	—		農薬登録に際して、関係府省と協力して安全性の評価を行うとともに、農薬の使用基準を策定し、登録農薬の適正使用の確保、無登録農薬の取締を行う。 当該法律に基づく安全な生産資材の確保により、国産農林水産物及び食品の安全性の向上に寄与する。
(2)	肥料取締法 (昭和25年)	—	—	—		肥料の品質等を保全し、その公正な取引と安全な施用を確保するため、規格の公定、登録、検査等を行い、農業生産力の維持増進及び国民の健康の保護に資する。 当該法律に基づく安全な生産資材の確保により、国産農林水産物及び食品の安全性の向上に寄与する。
(3)	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律 (昭和29年)	—	—	—		飼料及び飼料添加物の製造等に関する規制、飼料の公定規格の設定等により飼料の安全性の確保及び品質の改善を図る。 当該法律に基づく安全な生産資材の確保により、国産農林水産物及び食品の安全性の向上に寄与する。
(4)	愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律 (平成20年)	—	—	—		愛がん動物用飼料の安全性の確保を図る。 当該法律に基づく安全な生産資材の確保により、国産農林水産物の安全性の向上に寄与する。
(5)	植物防疫法 (昭和25年)	—	—	—		当該法律に基づき、植物に有害な病害虫の侵入防止を図るとともに、発生した場合には、駆除・まん延防止措置を適切に講じることにより、食の安全及び農産物の安定供給に寄与する。
(6)	家畜伝染病予防法 (昭和26年)	—	—	—		国内防疫及び動物検疫を実施することにより、家畜伝染病の発生予防及びまん延防止を図る。 当該法律に基づき、家畜伝染病等の発生予防と侵入の防止を図り、発生した場合には、まん延防止措置を適切に講じることにより、食の安全及び農産物の安定供給に寄与する。

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況<減収見込額> 下段: (執行額)/(<減収額>) (百万円)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	関連する 指標	政策手段の概要及び目標との関連性
		21年度	22年度			
(7)	家畜保健衛生所法 (昭和25年)	—	—	—		都道府県が家畜衛生対策を講じる実施機関として、家畜保健衛生所を設置する根拠及びその業務等を規定。 当該法律に基づき、都道府県は、地方における家畜衛生の向上を図り、もつて畜産の振興に資するため、家畜保健衛生所を設置することにより、食の安全及び農産物の安定供給に寄与する。
(8)	食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（HACCP法） (平成10年)	—	—	—	(1)-②-(イ)	食品製造業における食品の安全性の確保と品質管理の高度化に資するHACCP手法の導入を推進するため、食品製造業者が行うこれに必要な施設整備に対して長期低利融資により支援する。 食品産業におけるHACCP手法の導入及び一般的衛生管理の徹底による食品の品質管理の向上やコンプライアンスの徹底等により、食品製造事業者の安全管理の取組の拡大・強化に寄与する。
(9)	米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律 (平成22年)	—	—	—	(1)-②-(ウ)	米穀等に関し、食品としての安全性を欠くものの流通を防止し、表示の適正化を図り、適正かつ円滑な流通を確保するための措置の実施の基礎とするとともに、消費者の利益の増進を図るため、米穀等の取引等に係る記録を作成及び保存し、当該米穀等の産地情報を取引先や消費者に伝達する制度を構築する。 米穀等のトレーサビリティ制度を義務づけることにより、食品事故等の発生時における問題食品の特定や原因の究明、製品回収等による問題の拡大防止等の米穀事業者の取組の拡大・強化に寄与する。
(10)	牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法 (平成15年)	—	—	—	(1)-②-(ウ)	BSEのまん延防止措置の的確な実施や牛肉の安全性に対する信頼確保を図るため、牛を個体識別番号により一元管理するとともに、生産から流通・消費の各段階において当該個体識別番号を正確に伝達するための制度を構築する。 消費者の信頼を確保するため、牛肉のトレーサビリティ制度を義務づけることにより、肉牛の出生等管理者から販売業者まで食品管理の取組の強化に寄与する。
(11)	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律 (昭和25年)	—	—	—	(2)-①-(ア) (2)-①-(イ)	日本農林規格(JAS規格)の制定、普及により、農林物資の品質の改善、生産の合理化、取引の単純公正化及び使用又は消費の合理化を図るとともに、農林物資の品質に関する適正な表示を行わせることによって一般消費者の選択に資する。 食品の表示は、消費者の商品選択の際の拠り所となるものであり、食品の表示の日常的な監視活動を強化するとともに、食品事業者に対する表示方法の指導を徹底することにより、食品表示の遵守状況の確実な改善に寄与する。

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況<減収見込額> 下段: (執行額)/(<減収額>) (百万円)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	関連する 指標	政策手段の概要及び目標との関連性
		21年度	22年度			
(12)	有害化学物質・微生物リスク管理基礎調査事業 (平成18年度) (主)	327 (196)	294 (275)	286	(1)-①-(ア) (1)-①-(イ)	我が国で食品による健康への悪影響が懸念される危害要因や国際機関で優先的に検討を行うこととしている危害要因の低減対策の策定等を図るため、国際的に求められる精度管理のできる分析機関において、有害化学物質や有害微生物による我が国の農畜水産物・食品全体の汚染実態や汚染の程度と生産・製造の関係を調査・把握する。 有害化学物質・微生物による食品汚染の実態や生産・製造管理との関連を把握し、そのデータに基づく汚染低減対策を提示・普及することにより、健康リスクの低減に寄与する。
(13)	消費・安全対策交付金 (平成17年度) (主、関連: 政策分野2、4)	2,416の内数 (1,747の内数)	4,781の内数 (4,275の内数)	3,023の内数	(1)-①-(ア) (1)-①-(イ) (1)-②-(ア) (1)-②-(ウ)	都道府県等は、次の各分野について、地域の実態を踏まえて具体的な目標を設定し、その目標を達成するために必要な事業を総合的に実施する。①農畜産物の安全性の向上、②食品事故対応等のためのトレーサビリティの普及、③伝染性疾病・病害虫の発生予防・まん延防止、④地域における日本型食生活等の普及の推進。 地方の自主性の下、①の取組の有害化学物質・微生物による食品汚染の実態等の汚染低減対策により、健康リスクの低減に資する。また、②の取組の生産者等のトレーサビリティの取組の普及により、食品事故等が発生した場合の迅速な回収等に資し、消費者の健康被害の拡大の防止に寄与する。更に、①から③の取組を含め、食の安全及び安定供給に寄与する。
(14)	産地活性化総合対策事業 (平成22年度) (関連: 政策分野2、8、11、19)	—	2,797の内数 (1,399の内数)	11,557の内数	(1)-②-(ア)	農業の持続的発展に向けた所得の増大、食料自給率の向上に向けた戦略作物の生産拡大や鳥獣被害対策の推進による産地の活性化を支援。また、その取組に必要な機械・施設の導入も支援。 本事業は、産地や農家が安定した経営を継続し、産地の信頼を確保するため、産地の活性化を図ることにより、国産農産物の安全及び安定供給に寄与する。
(15)	食品産業品質管理・信頼性向上支援事業費 (関連: 政策分野3、9)	—	328 (319)	277	(1)-②-(イ)	食品関連企業としての社会的責任に関する取組の強化を図るため、以下の事業を実施。 ①中小規模層の食品製造事業者を対象としたHACCP手法の導入、現場責任者・指導者養成及び一般的衛生管理の徹底に向けた各種研修会を開催するとともに、低コストでHACCPを導入する手法の構築等の取組を支援 ②食品事業者のコンプライアンス確立のための研修等の開催等の取組の支援 ③食品産業事業者の自主的な原料原産地表示の取組の支援 このことにより、消費者の信頼を確保し、国内市場の活性化に寄与する。

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況<減収見込額> 下段: (執行額)/(<減収額>) (百万円)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	関連する 指標	政策手段の概要及び目標との関連性
		21年度	22年度			
(16)	トレーサビリティ対策事業 (平成15年度) (主)	470 (422)	408 (366)	402	(1)-②-(ウ)	①牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法の的確な実施を図るため、と畜された全ての牛の枝肉から肉片を採取し、照合用サンプルとして保管し、②農林水産省が小売店から購入した牛肉と、照合用サンプルを同一性分析し、正しい個別識別番号の伝達が行われているかを確認するとともに、③飲食品のトレーサビリティ施策の検討に資するための調査を実施する。 トレーサビリティの取組の推進により、食品事故等が発生した場合の迅速な回収等に資し、消費者の健康被害の拡大の防止に寄与する。
(17)	食品表示適正化対策事業委託費 (平成19年度) (主)	94 (94)	90 (90)	76	(2)-①-(ア) (2)-①-(イ)	公募により選定した一般消費者に、食品表示ウォッチャーとして日常的に小売店舗で食品の表示状況のモニタリングを行うことを委嘱し、農林水産省が行う調査・指導につなげる。また、食品事業者を対象に、表示を行う上での留意事項等の講座を開催、食品事業者と一般消費者の意見交換会を開催する。 食品の表示は、消費者の商品選択の際の拠り所となるものであり、食品の表示の日常的な監視活動を強化するとともに、食品事業者に対する表示方法の指導を徹底することにより、食品表示の遵守状況の確実な改善に寄与する。
(18)	独立行政法人農林水産消費安全技術センターに必要な経費 (平成13年度) (主)	7,755 (7,655)	7,071 (7,065)	6,906	(2)-①-(ア) (2)-①-(イ)	①農薬取締法等関係法令に基づき、農業生産資材(農薬、肥料、飼料及び飼料添加物)の安全性の検査・分析や農林水産大臣の指示に基づく資材製造業者等への検査等を実施、②食品表示の真正性についての検査・分析や農林水産大臣の指示に基づく食品製造業者等への立入検査等を実施、③これらの事業の実施に必要な施設・機器を整備する。 当該事業の実施により、安全な農業生産資材を確保し国産農林水産物や食品の安全性の向上及び食品表示の遵守状況の確実な改善に寄与する。
(19)	感染症対策等の域内協力体制確立に向けた動物用医薬品開発・供給体制整備事業費 (平成23年度)(主)	—	—	30		アジア地域で流行する疾病に対応した動物用医薬品の開発と供給体制の基盤を整備する。 当該事業の実施により、アジア地域の動物衛生の向上と我が国の動物衛生・食品安全性の向上に寄与する。
(20)	家畜伝染病予防費 (平成19年度) (主、関連:政策分野4)	3,590 (1,523)	30,390 (27,554)	3,590		家畜伝染病予防法に基づき、①口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ病等の家畜伝染病の発生時、殺処分した家畜等への手当金、②同法第16条に規定する、口蹄疫等の発生時に、殺処分した家畜等への特別手当金を所有者に交付する。③都道府県が実施する家畜伝染病予防事業の費用の全部又は一部を負担する。 主要な家畜の伝染性疾患の発生予防及びまん延防止対策を講じることにより、安全な畜産物の安定供給に寄与する。

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況<減収見込額> 下段: (執行額)/( <減収額> ) (百万円)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	関連する 指標	政策手段の概要及び目標との関連性
		21年度	22年度			
(21)	口蹄疫総合対策事業費 (平成22年度) (主、関連: 政策分野4)	—	28,148 (23,184)	278		<p>①口蹄疫対策特別措置法に基づき、都道府県に対し、殺処分された疑似患畜以外の家畜の所有者に対する補償・補てん金、埋却等処理費等を負担、また、口蹄疫のまん延防止のため、ワクチンを接種した区域周辺の搬出制限区域内の農家に対する、牛豚の早期出荷等による価値の低下分の費用等を支援、②シカ、イノシシ等野生動物における口蹄疫の浸潤状況を委託調査、③口蹄疫の疑いを獣医師が現場で迅速に診断できる簡易診断キットを実用化、④家畜伝染病が発生した農場の周辺農場の位置や家畜の飼養状況等、初動防疫措置の実施に必要な情報収集のための防疫マップシステムを開発する。</p> <p>口蹄疫は、伝播力が非常に強く、発生すると畜産物の安定供給に大きな影響を与えることから、発生の予防リスク管理と発生に備えた危機管理体制を強化するとともに、まん延防止措置により、安全な畜産物の安定供給に寄与する。</p>
(22)	家畜衛生対策事業 (平成17年度) (主、関連: 政策分野4)	2,560 (2,428)	2,097 (2,071)	2,129		<p>①我が国におけるBSEの浸潤状況を把握するための死亡牛BSE検査について、生産者に対して検査費用等を助成、②豚の慢性疾病であるオーエスキ病等の我が国全体の清浄化に向け、生産者が自主的に行う検査、ワクチン接種及びどう汰等を支援、③HACCPの考え方を取り入れた家畜の飼養衛生管理の指導等を行う農場指導員の養成、生産から消費までの高度衛生管理の取組等を支援する。</p> <p>当該事業を民間団体等へ支援することにより、国民への安全な畜産物の供給体制の確保と消費者の信頼確保に寄与する。</p>
(23)	食の生産資材安全確保対策事業 (平成18年度) (主)	739 (590)	637 (559)	651		<p>生産資材や生産資材中に含まれる有害物質のリスク評価及び当該評価に基づく使用基準や安全基準の設定・見直し等のため、科学的データの収集・分析、有害物質等の分析法の開発、リスク管理手法の開発、調査等を実施するとともに、設定した使用基準や安全基準については、農家や製造業者への立入検査により遵守状況を確認し、必要に応じて指導等を実施する。</p> <p>農畜水産物の生産には、生産資材が不可欠であり、生産資材や生産資材中に含まれる有害物質が農畜水産物を介して、人の健康に影響を与えないよう、関係法令の下で、国際基準や科学的知見を踏まえ、使用基準や安全基準等を設定・見直しすることにより、食の安全と消費者の信頼の確保に寄与する。</p>
(24)	植物防疫事業交付金 (昭和60年度) (主、関連: 政策分野4)	319 (319)	319 (318)	308		<p>我が国の農業生産の安全と助長を図るため、発生予察事業の実施等により、国と都道府県が協力して病害虫のまん延を防止する。</p> <p>病害虫の防除を効果的かつ効率的に行い、農作物への被害を防止することにより、食の安全及び農産物の安定供給に寄与する。</p>

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況<減収見込額> 下段: (執行額)/( <減収額> ) (百万円)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	関連する 指標	政策手段の概要及び目標との関連性
		21年度	22年度			
(25)	水産防疫対策事業 (平成15年度) (主、関連:政策分野4)	132 (128)	124 (116)	115		魚介類の伝染病の発生予防及びまん延防止のため、①水産疾病の診断等緊急対策、海外の水産疾病情報の収集、水産動物疾病の診断法の開発・改良、水産用医薬品の基礎的な研究・開発、未侵入疾病の我が国魚介類に対するリスク評価、②国内の防疫対策を担う技術者の養成、輸入魚介類の疾病検査及びモニタリング、疾病浸潤状況調査、疾病に関する技術書作成・普及等、③国内で問題になっている水産疾病に関する調査・研究を行う。 我が国に発生のない魚介類の海外悪性伝染病の水際防疫の強化や国内で発生している伝染病の的確な防疫を行うとともに、国内防疫を担当する養殖衛生管理技術者の養成を行うことにより、安全な魚介類の安定供給に寄与する。
(26)	発生予察の手法検討事業委託費 (平成22年度) (主、関連:政策分野4)	—	68 (67)	75		従来の防除対策では防除が困難な病害虫に対応する発生予察手法の見直しを行うとともに、的確な病害虫発生予察情報に基づく効果的・効率的な防除技術の確立を図る。 病害虫の防除を効果的かつ効率的に行い、農作物への被害を防止することにより、食の安全及び農産物の安定供給に寄与する。
(27)	家畜伝染病早期診断体制整備事業委託費 (平成20年度) (主、関連:政策分野4)	88 (88)	67 (46)	73		家畜の伝染性疾病の早期診断体制を整備するため、①高病原性鳥インフルエンザ等国内発生が稀であるが国家防疫上重要な家畜の疾病の診断に用いる試薬の製造委託、②新規菌株等の性状解析及び牛白血病の検査試薬の製造委託等を実施する。 家畜伝染性疾病の発生予防及びまん延防止対策を迅速に講じるため、早期診断体制を整備することにより、安全な畜産物の安定供給に寄与する。
(28)	獣医療提供体制整備推進総合対策事業費 (平成22年度) (主)	—	58 (55)	96		獣医系大学の学生に対する臨床実習の実施や修学資金の貸与、臨床獣医師に対する卒業研修の実施により、産業動物獣医師の育成・確保を図る。 家畜診療や家畜防疫を担う獣医師を育成・確保し、適切な獣医療の提供を通じることにより、家畜医療の確保と安全な畜産物の安定供給に寄与する。
(29)	動物用医薬品・飼料対策事業 (昭和38年度) (主)	66 (52)	54 (42)	50		①動物用医薬品の有効性、安全を確保するため、承認申請資料の国際的調和、試験方法のガイドラインの作成、ワクチンに関する基準の国際化、医薬部外品の審査簡略化の推進、②循環資源等を利用した飼料の安全の確保を図るため、飼料関係事業者が連携して行う取組の支援、③動物用医薬品の品質、安全及び有効性の確保を目的として都道府県の薬事監視員により検定品の採取、製造所への立入検査等を行わせる。 当該事業を通じ、循環資源等を利用した飼料や動物用医薬品を畜産農家に供給することにより、安全な畜産物の安定供給に寄与する。

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況<減収見込額> 下段: (執行額)/(<減収額>) (百万円)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	関連する 指標	政策手段の概要及び目標との関連性
		21年度	22年度			
(30)	有機JAS規格制度等信頼向上事業委託費 (平成22年度) (主)	—	27 (27)	22		有機JAS規格制度等の信頼性の向上を図る観点から、登録認定機関の検査能力の斉一化のために登録認定機関の検査員、判定員を対象とした書類審査及び実地検査の手法の研修会を実施するとともに、認定事業者や登録認定機関が個々の資材について、有機使用可能資材のリスト作成を検討する。 登録認定機関の検査能力の斉一化や有機農産物のJAS規格で使用できる資材の判断基準の統一化に取り組むことにより、有機JAS規格制度等の信頼性の向上に寄与する。
(31)	海洋生物毒安全対策事業委託費 (平成15年度) (主)	10 (10)	18 (18)	16		海洋生物毒による食中毒を防止するため、海洋生物毒の分析法の開発、海洋生物毒の毒化状況実態調査と原因プランクトンの分布調査、貝毒分析のための標準品の製造、検定及び研修を実施する。また、分析法及び調査結果は、研修会等において都道府県担当者等に広く普及し、リスク管理の強化を図る。 海洋環境の変化に伴い、これまで我が国では報告のなかった水産物の毒化状況を的確に把握することにより、水産物の安全の確保に寄与する。
(32)	食の情報提供活動促進事業委託費 (平成22年度) (主)	—	17 (17)	17		消費者の適切な商品選択に資するため、商品情報の提供の実態や、消費者が求める情報及び提供方法等の実態把握調査を踏まえて、適切な情報提供方法についてのガイドラインの検討・策定を行う。 消費者ニーズを踏まえた情報提供方法についてのガイドラインの検討や策定を行うことにより、食品事業者による消費者への商品情報提供の取組を促進し、消費者の適切な商品選択に寄与する。
(33)	事業協同組合等が一定の貸付けを受けて共同利用する施設を取得した場合の課税標準の特例(HACCP法関係)	—	—	<15>	(1)-②-(イ)	事業協同組合等がHACCP法の第10条第1項の規定に基づき(株)日本政策金融公庫から融資を受けて家屋を取得した場合において地方税法第73条の14第6項の規定により課税標準の特例措置を受けられる。 当該税制優遇措置を含めた施策により、HACCP手法を導入する食品製造事業者の範囲を拡大させて、食品の安全管理の取組の拡大・強化に寄与する。

(注1) 政策手段のうち、予算事業については、平成23年度補正予算(第2号)までを記載している。

(注2) 当該政策分野に対応する予算の項に位置付けられている予算事業については、「政策手段」の欄に、「主」と記載している。

また、予算事業が複数の政策分野に関係する場合には、「政策手段」の欄に、関係する政策分野の番号を記載している。